

国立大学法人京都大学の組織に関する規程

(平成十六年達示第一号)

目次

第一章	総則(第一条)
第二章	国立大学法人京都大学の組織
第一節	総長、理事等(第二条 第六条)
第二節	経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議(第七条 第九条)
第三節	委員会(第十条)
第四節	職員(第十一条)
第三章	京都大学の組織
第一節	職員等(第十二条 第十四条)
第二節	大学院(第十五条 第二十四条)
第三節	学部(第二十五条 第二十九条)
第四節	附置研究所(第三十条 第三十八条)
第五節	附属図書館(第三十九条 第四十一条)
第六節	医学部附属病院(第四十二条 第四十四条)
第七節	全国共同利用施設(第四十五条)
第八節	学内共同教育研究施設(第四十六条)
第九節	高等教育研究開発推進機構(第四十七条)
第十節	保健管理センター(第四十八条)
第十一節	その他の学内組織(第四十九条 第五十一条)
第四章	事務組織
第一節	事務本部(第五十二条)
第二節	部局事務部(第五十三条)
第五章	医療技術短期大学部(第五十四条)
附則	

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学及び国立大学法人京都大学が設置する京都大学の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 国立大学法人京都大学の組織

第一節 総長、理事等

(総長)

第二条 国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)に、学長として総長を置く。

2 総長は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条第三項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

3 総長の選考手続及び解任の申出に係る手続は、第六条に定める総長選考会議が別に定める。

4 総長の任期は、六年とする。ただし、補欠の総長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 総長は、再任されることができない。ただし、補欠の総長(その任期が三年を超えない場合に限る。)については、一回に限り再任されることができない。

6 総長に事故があるときは、あらかじめ総長が指名する理事がその職務を代理する。

7 総長が欠けたときは、あらかじめ総長が指名する理事がその職務を行う。

(理事)

第三条 法人に、七名以内の理事を置く。

2 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して法人の業務を掌理し、分担管理する。

3 総長が指名する理事は、当該業務を分担管理する理事(第五十二条第四項において「担当理事」という。)との協議の下に事務全般の執行について総合調整するものとする。

4 理事は、総長が第七条に定める経営協議会及び第八条に定める教育研究評議会の承認を得て、任命する。

5 総長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に国立大学法人京都大学の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

6 理事の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、任命する総長の任期の終期を超えることはできない。

7 前項の規定にかかわらず、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

8 総長は、理事の職責に支障のない限り、理事に対して教育又は研究に従事することを命じることができる。

9 総長は、理事たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適切でないため法人の業務の実績が悪化したと認めるときは、当該理事を解任することができる。

(役員会)

第四条 法人に、役員会を置く。

- 2 役員会は、総長及び理事で組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学役員会規程（平成十六年達示第二号）の定めるところによる。

（監事）

- 2 監事は、法人の業務を監査する。
- 3 監事の職務の遂行に関し必要な事項は、総長が定める。
- 4 監事の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（総長選考会議）

- 2 総長選考会議の組織及び運営に必要事項は、国立大学法人京都大学総長選考会議規程（平成十六年 月 日総長選考会議決定）の定めるところによる。

第二節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議

（経営協議会）

- 2 経営協議会の組織及び運営に必要事項は、国立大学法人京都大学経営協議会規程（平成十六年達示第三号）の定めるところによる。

（教育研究評議会）

- 2 教育研究評議会の組織及び運営に必要事項は、国立大学法人京都大学教育研究評議会規程（平成十六年達示第四号）の定めるところによる。

（部局長会議）

- 2 部局長会議の組織及び運営に必要事項は、国立大学法人京都大学部局長会議規程（平成十六年達示第五号）の定めるところによる。

第三節 委員会

（委員会）

- 2 委員会に關し必要な事項は、総長が定める。

第四節 職員

(職員)

第十一条 法人に、職員を置く。

第三章 京都大学の組織

第一節 職員等

(職員の種類)

第十二条 京都大学に次に掲げる職員を置き、法人の職員をもって充てる。

教授

助教授

講師

助手

事務職員

技術職員

教務職員

2 教授、助教授、講師及び助手（以下「教員」という。）は、部局において、教育研究に従事する。

3 事務職員は、総務、経理等の事務に従事する。

4 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

5 教務職員は、教育研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

6 第一項の職員の定数の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第十三条 前条第一項に定めるもののほか、京都大学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、法人の理事又は職員をもつて充てる。

3 前二項に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人教師等)

第十四条 総長は、第十二条第一項に定めるもののほか、外国人教師又は外国人研究員として、外国人を教育又は研究に従事させることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。

第二節 大学院

(大学院及び研究科等)

第十五条 京都大学に大学院を置き、大学院に次に掲げる研究科を置く。

文学研究科

教育学研究科

法学研究科

経済学研究科

理学研究科

医学研究科

薬学研究科

工学研究科

農学研究科

人間・環境学研究科

エネルギー科学研究科

アジア・アフリカ地域研究研究科

情報科学研究科

生命科学研究科

2 前項に定めるもののほか、大学院に、学校教育法第六十六条ただし書に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、地球環境学堂及び地球環境学舎を置く。

3 地球環境学堂は研究のために置く組織とし、地球環境学舎は教育のために置く組織とする。

(研究科長)

第十六条 研究科(地球環境学堂及び地球環境学舎を含む。以下同じ。)に研究科長(地球環境学堂にあつては学舎長、地球環境学舎にあつては学舎長をいう。以下同じ。)を置き、京都大学の教授をもって充てる。

2 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき、総長が任命する。

3 研究科長の選考手続は、当該研究科の定めるところによる。

4 研究科長の任期は、当該研究科の組織に関する規程の定めるところによる。

5 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき行われる教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して総長により懲戒又は解任されることはない。

6 前項の審査手続は、教育研究評議会の定めるところによる。

(教授会)

第十七条 研究科に、学校教育法第五十九条第一項に定める教授会を置く。

(審議事項)

第十八条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - 三 研究科長の選考及び解任に関する事項
 - 四 教員の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成十六年達示第七十一号）の規定によりその権限に属するものとされた事項
 - 五 その他教育又は研究に関する重要事項
- 2 教授会は、特定の事項を審議するため、研究科会議を置くことができる。

(議長)

第十九条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 前二条及び本条に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は当該教授会が定める。

(専攻及び講座)

第二十条 研究科に専攻を置き、研究科又は専攻に講座を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地球環境学堂及び地球環境学舎においては、地球環境学舎に専攻を置き、地球環境学堂に講座に代わる教員組織を置く。

3 研究科に置く専攻及び研究科又は専攻に置く講座若しくはこれに代わる教員組織は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程（平成十六年達示第六号）の定めるところによる。

(協力講座)

第二十一条 研究科又は専攻に、研究科附属の教育研究施設、附置研究所等の教員をもって構成する講座（次項において「協力講座」という。）を置くことができる。

2 協力講座に関し必要な事項については、当該研究科の定めるところによる。

(寄附講座)

第二十二条 研究科又は専攻に、寄附講座を置くことができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。

(研究科附属の教育研究施設及びその長)

第二十三条 研究科に、当該研究科の組織に関する規程の定めるところにより、附属の教育研究施設を置く。

2 前項の教育研究施設に長を置き、当該研究科の教授又は助教授をもって充てる。

(組織規程への委任)

第二十四条 前九条に定めるもののほか、研究科の組織に関し必要な事項は、当該研究科の組織に関する規程の定めるところによる。

第三節 学部

(学部)

第二十五条 京都大学に、次に掲げる学部を置く。

総合人間学部

文学部

教育学部

法学部

経済学部

理学部

医学部

薬学部

工学部

農学部

(学部長)

第二十六条 学部に学部長を置き、京都大学の教授をもつて充てる。

2 学部長は、当該学部の教授会の議に基づき、総長が任命する。

3 学部長の選考手続は、当該学部の定めるところによる。

4 学部長の任期は、当該学部の組織に関する規程の定めるところによる。

5 第十六条第五項及び第六項の規定は、学部長の場合に準用する。

(教授会)

第二十七条 第十七条、第十八条(第二項を除く。)及び第十九条の規定は、学部の場合に準用する。

(学科及び科目)

第二十八条 学部に学科を置き、学科に科目を置くことを常例とする。

2 学部に置く学科及び科目に置く学科目等は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の定めるところによる。

(組織規程への委任)

第二十九条 前四条に定めるもののほか、学部の組織に関し必要な事項は、当該学部の組織に関する規程の定めるところによる。

第四節 附置研究所

(附置研究所)

第三十条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。

化学研究所

人文科学研究所

再生医科学研究所

エネルギー理工学研究所

生存圏研究所

防災研究所

基礎物理学研究所

ウイルス研究所

経済研究所

数理解析研究所

原子炉実験所

霊長類研究所

東南アジア研究所

2 前項に掲げる研究所(以下「附置研究所」という。)の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。

3 附置研究所のうち、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、数理解析研究所、原子炉実験所及び霊長類研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(研究所長)

第三十一条 附置研究所に所長を置き、京都大学の教授をもつて充てる。

2 所長は、当該附置研究所の教授会の議に基づき、総長が任命する。

3 所長の選考手続は、当該附置研究所の定めるところによる。

4 所長の任期は、当該附置研究所規程の定めるところによる。

5 第十六条第五項及び第六項の規定は、所長の場合に準用する。

(教授会)

第三十二条 附置研究所に、学校教育法第五十九条第一項に定める教授会を置く。

2 教授会の名称は、当該附置研究所規程の定めるところによる。

(審議事項)

第三十三条 教授会は、附置研究所に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 所長の選考及び解任に関する事項
 - 二 教員の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特別規則の規定によりその権限に属するものとされた事項
 - 三 その他研究に関する重要事項
(議長)
 - 第三十四条 教授会に議長を置き、所長をもって充てる。
 - 2 議長は、教授会を主宰する。
 - 3 前二条及び本条に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は当該教授会が定める。
- 第三十五条 附置研究所に、研究部門又はこれに代わる教員組織（次項において「研究部門等」という。）を置く。
 - 2 附置研究所に置く研究部門等は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の定めるところによる。
 - (寄附研究部門)
 - 第三十六条 附置研究所に、寄附研究部門を置くことができる。
 - 2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。
 - (研究所附属の研究施設及びその長)
 - 第三十七条 附置研究所に、当該附置研究所規程の定めるところにより、附属の研究施設を置く。
 - 2 前項の研究施設に長を置き、当該附置研究所の教授又は助教授をもって充てる。
 - (組織規程への委任)
 - 第三十八条 前八条に定めるもののほか、附置研究所の組織に関し必要な事項は、当該附置研究所規程の定めるところによる。
- 第五節 附属図書館
(附属図書館)
 - 第三十九条 京都大学に、附属図書館を置く。
 - (館長)
 - 第四十条 附属図書館に館長を置き、京都大学の教授をもって充てる。
 - 2 館長は、図書館協議会の議に基づき、総長が任命する。
 - 3 館長の選考手続は、図書館協議会の議を経て総長が定めるところによる。
 - 4 館長の任期は、京都大学附属図書館規程（昭和六十年達示第十二号）の定めるところによる。
 - 5 第十六条第五項及び第六項の規定は、館長の場合に準用する。
- (附属図書館の内部組織)

第四十一条 附属図書館に置く分館その他の内部組織に関しては、京都大学附属図書館規程の定めるところによる。

第六節 医学部附属病院

(医学部附属病院)

第四十二条 医学部に、附属の教育研究施設として附属病院を置く。

(病院長)

第四十三条 医学部附属病院に病院長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。

2 病院長は、医学部教授会の議に基づき、総長が任命する。

3 病院長の選考手続及び任期は、京都大学医学部附属病院院長候補者選考規程（平成七年達示第一号）の定めるところによる。

4 第十六条第五項及び第六項の規定は、病院長の場合に準用する。

(病院の内部組織)

第四十四条 附属病院に置く診療科その他の内部組織に関しては、京都大学医学部附属病院規程（昭和四十一年達示第十八号）の定めるところによる。

第七節 全国共同利用施設

(全国共同利用施設及びその長)

第四十五条 京都大学に、学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く。

学術情報メディアセンター

放射線生物研究センター

生態学研究センター

2 前項の全国共同利用施設は、国立大学の教員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

3 第一項の全国共同利用施設の目的は、当該施設規程の定めるところによる。

4 全国共同利用施設に長を置き、京都大学の教授をもって充てる。

5 全国共同利用施設の長は、当該施設の教授会の議に基づき、総長が任命する。

6 全国共同利用施設の長の選考手続は、当該施設の定めるところによる。

7 全国共同利用施設の長の任期は、当該施設規程の定めるところによる。

8 第三十二条から第三十四条まで及び第三十六条の規定は、全国共同利用施設に準用する。

9 前各項に掲げるもののほか、全国共同利用施設に關し必要な事項は、当該施設規程の定めるところによる。

第八節 学内共同教育研究施設

(学内共同教育研究施設及びその長)

第四十六条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

放射性同位元素総合センター

環境保全センター

留学生センター

高等教育研究開発推進センター

総合博物館

国際融合創造センター

低温物質科学研究センター

ワールド科学教育研究センター

福井謙一記念研究センター

2 前項の学内共同教育研究施設の目的は、当該施設規程の定めるところによる。

3 学内共同教育研究施設に長を置き、京都大学の教授をもつて充てる。

4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議員会の議に基づき、総長が任命する。

5 学内共同教育研究施設の長の選考手続は、当該施設の定めるところによる。

6 学内共同教育研究施設の長の任期は、当該施設規程の定めるところによる。

7 第三十二条（第二項を除く。）から第三十四条まで及び第三十六条の規定は、学内共同教育研究施設に準用する。

8 学内共同教育研究施設に置く教授会の名称は、協議員会とする。

9 前各項に掲げるもののほか、学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、当該施設規程の定めるところによる。

第九節 高等教育研究開発推進機構

（高等教育研究開発推進機構）

第四十七条 京都大学に、高等教育研究開発推進機構を置く。

2 高等教育研究開発推進機構に関し必要な事項は、京都大学における全学共通教育の実施に関する規程（平成十五年達示第一号）の定めるところによる。

第十節 保健管理センター

（保健管理センター及びその所長）

第四十八条 京都大学に、学生及び職員の健康の維持増進に関する専門的業務を行う施設として、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに所長を置き、京都大学の教授をもつて充てる。

3 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

第十一節 その他の学内組織

(カウンセリングセンター)

第四十九条 京都大学に、カウンセリングセンターを置く。

2 カウンセリングセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(大学図書館)

第五十条 京都大学に、大学図書館を置く。

2 大学図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の学内組織)

第五十一条 前二条に定めるもののほか、京都大学に必要な学内組織を置く。

2 前項の学内組織に関し必要な事項は、総長が定める。

第四章 事務組織

第一節 事務本部

(事務本部)

第五十二条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、事務本部を置く。

2 事務本部に置く部、課その他の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

3 部及び課に、それぞれ部長及び課長を置く。

4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

第二節 部局事務部

(部局事務部)

第五十三条 研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院その他の京都大学の教育研究施設(以下「研究科等」という。)に、その事務を処理させるため、部局事務部を置くことができる。ただし、必要に応じて数個の研究科等の事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる。

2 研究科等に置く部局事務部(前項ただし書の部局事務部を含む。以下この条において同じ。)並びに当該部局事務部の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程の定めるところによる。

3 部局事務部に、事務長(課を置く部局事務部にあつては、事務部長。)を置く。

4 事務部長及び事務長は、研究科等の長の監督の下に部局事務部の事務を処理する。

第五章 医療技術短期大学部

(医療技術短期大学部)

第五十四条 法人は、国立短期大学を設置する。

- 2 前項の国立短期大学の名称は、京都大学医療技術短期大学部（以下「医療技術短期大学部」という。）とする。
- 3 医療技術短期大学の学長は、総長をもつて充てる。
- 4 医療技術短期大学部に短期大学部長を置き、京都大学の教授をもつて充てる。
- 5 短期大学部長は、学長の職務を助け、医療技術短期大学部の校務を整理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、医療技術短期大学部に関し必要な事項は、医療技術短期大学部学長が定める。

附則

（施行期日）

第一条 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

（役員の特例等）

第二条 この規程の施行後最初に任命される総長の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、平成二十年九月三十日までとする。

第三条 この規程の施行後最初に任命する理事については、第三条第四項の規定にかかわらず、総長が任命するものとし、その任期は、同条第六項の規定にかかわらず、平成十七年九月三十日までとする。